

## 尼崎市放課後児童健全育成事業に係る届出に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国、都道府県及び市町村以外の者が、本市の市域において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定による放課後児童健全育成事業を行う場合における、法第34条の8第2項から第4項の規定による届出について必要な事項を定めるものとする。

### (実施場所)

第2条 実施場所は、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号。以下「条例」という。）第5条に規定される設備の基準を満たさなければならない。

2 条例第5条に規定される専用区画の面積の算定にあたっては、物置、便所等利用児童が直接活動において使用しない部分を除くものとする。

3 実施場所は、次のいずれかの要件を満たす建築物の中において確保しなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工され、検査済証を取得していること（検査済証と同等の建築関係法令適合状況を証明できる場合を含む）。

(2) 平成18年国土交通省告示第184号別添の規定に基づき建築物の耐震性を判定し（以下「耐震診断」という。）、耐震性が確保されていると判定されていること。

(3) 耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された建築物に対し、判定した際に用いた診断法に基づき、耐震性が確保されていると判定されるよう改修計画を策定し、当該改修計画に基づき耐震改修工事を行い、耐震性を確保していること。

### (事業開始の届出)

第3条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法規則」という。）第36条の32の2の各号に掲げる事項その他必要な事項を次に掲げる書類により市長に届け出なければならない。

(1) 放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）

(2) 職員名簿（第4号様式）

(3) 事業者の役員名簿（第5号様式）

(4) 誓約書（第6号様式）

(5) 運営規程

(6) 施設に関する平面図等（専用区画の面積等が確認できるもの）

(7) 事業者及び運営を行う者が法人である場合にあっては、その登記簿の謄本及び定款又は寄付行為の写し（権利能力のない社団である場合にあっては、その他基本約款その他これに類するものの写し）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書（第8号様式）及び事業計画書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業変更の届出)

第4条 事業者は、前条の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、法第34条の8第3項の規定に基づき、変更の日から1か月以内に、放課後児童健全育成事業変更届(第2号様式)に変更が生じたことが確認できる書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業廃止及び休止の届出)

第5条 事業者は、その放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、法規則第36条の32の3の各号に掲げる事項について、放課後児童健全育成事業止(休止)届(第3号様式)その他必要な書類によりその旨を市長に届け出なければならない。

(複数の支援の単位の設置要件)

第6条 当該事業者が既に設置する支援単位がある小学校区又は隣接する小学校区において、複数の支援の単位を設置しようとするときは、既存の支援の単位における利用児童数(毎日利用する留守家庭児童の人数に、1週間のうち数日を利用することを前提に申込みをした放課後児童の各々の1週間当たりの利用日数を5(土曜日を開所している施設にあつては6)で除して得た人数(当該人数に1人未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた人数)を合計して得た数を加えて得た数とする。))が設置の届出を行う年度の前年度及び前々年度の2年間について、いずれも31人以上であること。

2 複数の支援の単位を同一の建物内とする場合は、前項の規定を満たした上で、建物の出入口を別にするほか、恒久的な間仕切り等の設置や階層別など、支援単位それぞれの専用区画が第三者において一見して明確に判別できるよう、外形的に区分けしなければならない。

3 1回の協議で追加設置できる支援の単位は1単位とする。

(基準の遵守及び報告)

第7条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、事業所の管理下において、事故等が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書(第7号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(調査及び立入調査等)

第8条 市長は、法第34条の8の3第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

2 市長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、その事業者に対して、必要な行政指導を行うものとする。

3 市長は、法第34条の8の3第4項に基づき、必要と認めるときは、尼崎市行政手続条例(平成8年尼崎市条例第1号)に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずるものとする。

4 本条に規定する業務を行う職員は、法規則第13号の3様式に規定する身分を示す証明書

を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

(関係書類の整備等)

第9条 事業者は、次の各号に掲げる届出書類を事業実施期間中保管しなければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届 (第1号様式) (副本)
- (2) 放課後児童健全育成事業変更届 (第2号様式) (副本)
- (3) 放課後児童健全育成事業廃止 (休止) 届 (第3号様式) (副本)
- (4) 職員名簿 (第4号様式)
- (5) 事業者の役員名簿 (第5号様式)
- (6) 誓約書 (第6号様式)
- (7) 放課後児童健全育成事業事故報告書 (第7号様式)

(施行の細目)

第10条 この要綱の実施に関して必要な事項又は定めのない細目については、児童課長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 事業開始の届出の手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年3月31日以前に行われた届出及び手続等については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年7月25日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用する。
- 2 第6条の規定は、令和4年4月1日以降に事業を開始する事業所から適用することとする。